

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

京都府 最低賃金

令和7年
11月21日_{から}
時間額

1,122 円

前年比 **UP**
64円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
京都労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



京都労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	---------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	----------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

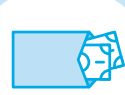
業務改善助成金 検索



Ⅰ 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4



手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限> 30万円～600万円 <助成率> 3/4 ～ 4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング: 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他: 顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

<対象となる方>

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

<支援内容> ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

詳しくはこちら



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376

補助上限: 最大450万円
補助率: 1/2～4/5

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大1億円 ※従業員数による
補助率: 1/3～2/3

詳しくはこちら



問合せ先 中小企業省力化投資補助
事業 コールセンター:
0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大4,000万円
補助率: 1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

ものづくり補助金事務局サポート
センター: 050-3821-7013

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

詳しくはこちら



人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

詳しくはこちら



人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

詳しくはこちら



特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、下請取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

詳しくはこちら



働き方改革や経営改善に向けた相談先

働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先

詳しくはこちら

各都道府県のよろず支援拠点



下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

◆ 相談無料

◆ 秘密厳守

◆ 匿名相談可能

問合せ先

詳しくはこちら

フリーダイヤル:0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



賃上げに向けた国等の支援一覧

1. 賃金引上げに関する支援

令和7年10月1日

① 業務改善助成金【拡充】

《厚生労働省》

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440
(平日 9:00～17:00)

又は京都労働局雇用環境・均等室 TEL 075-241-3212

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00260.html

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金【拡充】

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。特に、令和7年7月からは「短時間労働者労働時間延長支援コース」も新設されました。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

《財務省》

問い合わせ先：日本政策金融公庫 TEL 0120-154-505

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/workstyle.html>

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



⑤ 賃上げ貸付利率特例制度【NEW】

《財務省》

問い合わせ先：日本政策金融公庫 TEL 0120-154-505

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/wage_increase_m.html

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。



2. 生産性向上に関する支援

⑥ 働き方改革推進支援助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局雇用環境・均等室 TEL 075-241-3212

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/subsidy.html>

労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。



⑦ 固定資産税の特例措置

《中小企業庁》

問い合わせ先：

＜先端設備等導入計画の作成等について＞ 先端設備等の導入先の京都府下各市町村の先端設備等導入計画担当課（「先端設備等導入計画 市町村名」で検索）

＜税制について＞ 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口

TEL 03-6281-9821(平日9:30～12:00、13:00～17:00)

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tokurei/kotei_shisan.html

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑧ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

《中小企業庁》

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 TEL 03-3501-1957

(平日9:30～12:00、13:00～17:00)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑨ 中小企業経営強化税制

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821
(平日9:30～12:00、13:00～17:00)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。



⑩ 中小企業省力化投資補助金【拡充】

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター TEL 0570-099-660
(平日9:30～17:30)

<https://shoryokuka.smri.go.jp/>

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。



⑪ 中小企業成長加速化補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業成長加速化補助金事務局
TEL 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

https://seisansei.smri.go.jp/subsidy_guide/subsidy_info/growth_acceleration_subsidy.html

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑫ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【拡充】

《中小企業庁》

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL 050-3821-7013
(平日10:00～17:00)

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。



⑬ 小規模事業者持続化補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：

（１）＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞ 全国商工会連合会（問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。）

（２）＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞ TEL 03-6634-9307

（１） https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

（２） <https://r6.jizokukahojokin.info/>

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って
行う販路開拓等の取組を支援します。

(1)



(2)



⑭ サービス等生産性向上IT 導入支援事業費補助金【拡充】

《中小企業庁》

問い合わせ先：サービス等生産性向上IT 導入支援事業事務局 TEL 0570-666-376

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX 等に
向けたIT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。



⑮ 事業承継・M&A補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：

＜専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠＞ TEL 050-3145-3812

＜事業承継促進枠＞ TEL 050-3192-6274

＜PMI推進枠＞ TEL 050-3192-6228

<https://jsh.go.jp/>

事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専
門家の活用、M&A後のPMIに係る専門家活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃
業にかかる取組等を支援します。



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑯ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業庁取引課 TEL 03-3501-1669

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。



⑰ パートナシップ構築宣言

《中小企業庁》

問い合わせ先：

＜「宣言」の内容について＞ 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1669

＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機関協会

TEL 03-5541-6688

<https://www.biz-partnership.jp/>

受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑱ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

《公正取引委員会》

問い合わせ先：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課

優越的地位濫用未然防止対策調査室 TEL 03-3581-3378

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑲ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業庁取引課 TEL 03-3501-1669

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.html#K01>

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



②⑩ 官公需情報ポータルサイト

《中小企業庁》

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 TEL 03-3501-1669

<https://www.kkj.go.jp/s/>

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



②⑪ 価格交渉に役立つ各種支援ツール

《埼玉県》

問い合わせ先： 埼玉県産業労働部産業労働政策課 TEL 048-830-3702

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>

価格転嫁と収益の相関関係が企業ごとに分かりやすく表示される『収支計算シミュレーター』と、価格交渉を行う際にエビデンス資料として活用できる『価格交渉支援ツール』が、無料でダウンロードでき、中小企業・小規模事業者の価格交渉に使用できます。



4. 資金繰りに関する支援

②⑫ セーフティネット貸付制度

《厚生労働省》

問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） TEL 0120-154-505

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html

一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。



②⑬ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

《厚生労働省》

問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

②④ 建設事業主等に対する助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。



②⑤ 人材確保等支援助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。



②⑥ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



②⑦ 人材開発支援助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



6. より高い処遇への労働移動等への支援

⑳ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



㉑ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



㉒ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html

ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。



㉓ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額8,870円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。



7. 中小企業向け支援制度＜京都府版＞

③② 中小企業向け支援制度＜京都府版＞（京都経済センター 中小企業応援センターとりまとめ）

<https://ouen-kyoto.com/wp/wp-content/uploads/2025/05/ec48419ff0627e4de9f504e8128c538a.pdf>

中小企業の皆様に対する国や京都府等の現時点の主な支援制度の概要を取りまとめています。



8. 相談窓口

③③ よろず支援拠点

《中小企業庁》

問い合わせ先：京都府よろず支援拠点 TEL 075-315-1055
(平日8:30～17:00 京都府産業支援センター内)

<https://kyoto-yorozu.jp/>

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



③④ 下請かけこみ寺

《公正取引委員会》

問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会
(下請かけこみ寺フリーダイヤル TEL 0120-418-618)
京都産業21 お客様総合相談窓口 TEL 075-315-8660

<https://www.ki21.jp/consultation/shitaukesoudan/>

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



③⑤ 働き方改革推進支援センター

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都働き方改革推進支援センター
TEL 0120-417-072 (平日9:00～17:00)

<https://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/>

「京都働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。



③⑥ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

《中小企業庁》

問い合わせ先：ミラサポplus コールセンター TEL 050-5370-4340

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

